

第15回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成26年6月6日（金）18:00～20:00

■場所 釧路市交流プラザさいわい 小ホール

1 開会

2 議事

- (1) 団体意見交換会での質疑・意見要旨 【資料1】

- (2) 講演会 「市民が主役のまちづくり」を考える
～ これからの釧路のまちづくりと自治のしくみについて～

- (3) 条例素案たたき台の検討 【参考資料1】

3 その他 【参考資料2】

4 閉会

【配付資料】

資料 1 団体意見交換会での質疑・意見要旨

参考資料 1 自治基本条例 条文比較

参考資料 2 福岡市屋台基本条例 新聞記事・チラシ

講演会 「市民が主役のまちづくり」を考える チラシ

講演会 「市民が主役のまちづくり」を考える ポスター

感想記入シート

【第 13 回検討委員会資料】

資料 3-1（仮称）釧路市自治基本条例（素案のたたき台）

資料 3-2（仮称）釧路市自治基本条例（素案のたたき台）検討用資料

資料 3-3（仮称）釧路市自治基本条例（素案のたたき台）掲載条項一覧

団体意見交換での質疑・意見要旨

1. 釧路市女性団体連絡協議会 総会（4月24日実施）

- ① この条例はどのように運用していくのか。
⇒自治基本条例は基本的な考え方を定めるもので、他自治体でも運用面では課題もあるようだ。みなさんのご意見も聞きながら釧路の方向性を考えたい。
- ② 学生等の若者は検討委員会に入っているのか。
⇒検討委員にはいない。
- ③ 市職員が外に出て、市民と顔をつきあわせることが大事。昔と比べ機会は減った。
⇒市長も思いは同じ。できる限りのことはしてきたい。
- ④ 町内会の参加率を上げるには、道徳教育で大切さを教えるべきと思う。
親にとってもきっかけになるのでは。
⇒市民の意識をどう高めるかは検討委員会でも課題として上がっている。
ご指摘のとおり子どもたちから意識づけることは大切と思う。

2. 釧路市社会福祉協議会 理事会（5月26日実施）

- ① 阿寒地域の町内会は比較的まとまっている。組織が大きくなるとそれだけ難しくなる面もあると思う。条例の考え方は良いことと思うので頑張っていて欲しい。
- ② 「市民の責務」というと国だけではなく、市からも縛られるのかという懸念を感じる。内容も全体的に固いので、理解しやすい言葉遣い等を心がけてはどうか。
⇒「市民の責務」は「それぞれができる範囲の参加をするよう努めましょう」ということ。市民を縛る条例ではない。

3. 釧路市社会福祉協議会 評議員会（5月28日実施）

- ① 傍聴にいきたいが、夜だと主婦や高齢者は無理。市の会議は発言しづらい。話しやすい雰囲気作りに努めて欲しい。
⇒委員の都合もあり夜間にしているが悩ましいところ。検討委員会では感想記入シートを活用し意見をお出しいただいている。
- ② 具体的にどのような条文になるのか。
⇒例えば市民参加であれば「市民は自ら情報を集めて、まちづくりに参加するように努める」等の漠然とした表現になる。条例の説明資料として、具体的な取り組みがイメージできるものを作りたい。
- ③ 市民の意見を条例に本当に反映するのか。
⇒すべては無理だが、条文に反映すべきもの、運用で生かせるもの等、適切に反映させていきたい。
- ④ 町内会加入率が低いことは大きな課題。市職員の採用の際、市民の転入の際に加入を義務付けることはできないのか。
⇒検討委員会でも町内会の重要性は議論されており、条例に重要性を明らかにするような記載を盛り込むべきとの意見もでている。
ただ「義務付け」まで踏み込むのはなかなか難しい。
- ⑤ 市職員の町内会加入率が低いのが問題。本来率先して活動すべき。
- ⑥ 第21条の市民意見提出手続について、施設の有料化や統廃合に対して、市民が意見を述べることができるようになるのか。
⇒第21条は現行制度を明記するもので、現在既に、市民生活に影響のある条例や計画を改廃する場合に市民意見を聞く制度が存在する。
ただ、それをやっていることが十分周知されているとは言い難いので、自治基本条例によって、そのような市の情報をわかりやすく適切に市民に知らせるよう意識づけることになる。
- ⑦ まちづくりには女性の力が不可欠と思う。女性が参加できる工夫を。
条例もなるべくやさしい、わかりやすい表現にして欲しい。

名称	帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日	平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
1.前文	帯広市は、先住民族であるアイヌの人たちが自然と共生して暮らす大地に、高い志をもった民間の開拓団・晩成社をはじめ、さまざまな地域から入植した人々が、苦難を乗り越え、北海道東部の平原に築いた都市です。農業を基幹産業とする十勝平野の中央部にあって、産業・経済、教育・文化、行政、交通などが集積する中核都市として発展してきました。 私たちは、風土によって培われてきた、おおらかな気風や進取の精神、歴史や文化に誇りをもち、先人から受け継いだ澄みきった青空、豊かな緑、きれいな水を守り、地域のかげがえのない財産として、未来に引き継いでいかなければなりません。 今日、経済の発展、地方分権の進展などにより、地域社会は大きく変化しています。これからの社会においては、誰もが住みよい、活力にあふれ、個性と魅力のある、安全安心で快適なまちづくりをめざし、地域の意思と責任に基づく、主体的なまちづくりをすすめていかなければなりません。 そのため、互いに支えあう心と呼び起こし、夢と希望を持ち、市民と市が力を合わせて協働のまちづくりをすすめ、豊かな地域社会の実現をめざすため、この条例を制定します。	私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。 「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。 私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。 私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。 そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。	わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原始の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。 江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやきものの街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。 わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。 わたしたちは、江別市民憲章に掲げられた理念に沿って、命をはぐくむ水と緑の大いなる自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切にする、人中心のまちづくりを進めていきます。ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の意識の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。

自治基本条例 条文比較

参考資料 1

名称	帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日	平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
2.目的	(目的) 第1条 この条例は、市民と市がそれぞれの役割と責任を担い、互いに力を合わせてすすめる協働のまちづくりを推進するための基本的事項を定め、豊かな地域社会の実現をはかることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。
3.基本理念・原則		(基本理念) 第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。 (まちづくりの基本原則) 第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。 2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。 3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。	(市民自治の基本理念) 第3条 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。 (市民自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。 (3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。

名称	帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日	平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
4.定義	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内において事業を営み、若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。 (2) 市長その他の執行機関をいう。	(定義) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。 3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市 議会及び市長等をいう。 (4) まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。 (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
5.市民	市民の権利 市民の責務	(市民の権利及び責務) 第4条 市民は、まちづくりに幅広く参加する権利を有する。 2 市民は、市の保有する情報を知る権利を有する。 3 市民は、自ら情報を共有するように努めるとともに、まちづくりの主体としての意識と責任を持ち、まちづくりを協働で推進するように努めなければならない。 4 市民は、まちづくりに参加又は不参加を理由に不利益を受けない。	(まちづくりに参加する権利) 第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。 (市政の情報を知る権利) 第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。 (市民の責務) 第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。 2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。 3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。	(市民の権利) 第6条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。 2 市民は、市政に参加する権利を有する。 3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。 (市民の責務) 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。
	事業者の権利、責務		(事業者の責務) 第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。	(事業者の責務) 第8条 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

自治基本条例 条文比較

参考資料 1

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
6.市長・職員	市長の責務	(市長の責務) 第5条 市長は、帯広市を代表する者として、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。 2 市長は、市民の意向の把握に努め、市政運営の方針を明らかにするとともに、帯広・十勝の魅力や個性を活かして、まちづくりを推進しなければならない。 3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。	(市長の役割及び責務) 第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。 2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。	(市長の役割と責務) 第11条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。 2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。 3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。 4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。
	職員の責務	(市職員の責務) 第6条 市職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市職員は、まちづくりに関する情報収集に努めながら、専門的な知識及び能力を十分発揮して職務を行うとともに、幅広い視野で市民と協働のまちづくりに取り組まなければならない。 3 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。	(職員の責務) 第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。 (職員の育成) 第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。	(職員の役割と責務) 第12条 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
7.議会・議員	議会の責務		(議会の役割及び責務) 第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。 (市民に開かれた議会) 第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。 2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。	(議会の役割と責務) 第9条 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。 2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
7.議会・議員	議員の責務		(議員の役割及び責務) 第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。 3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。	(議員の責務) 第10条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。 3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。 4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実に図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
8.コミュニティ	コミュニティ	(コミュニティ活動) 第9条 市民は、互いに助け合い安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、多様なコミュニティにおいて主体的な取組に努めるものとする。 2 市民及び市は、まちづくりの担い手である地域コミュニティの役割を認識し、守り育てるように努めるものとする。 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動の支援に努めなければならない。	(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり) 第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。 2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの（地縁による団体を除く。）又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。 (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。 (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。 (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。	

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
9.情報公開 ・情報共有	情報公開 (提供・共有)	(情報提供) 第12条 市は、市民生活及びまちづくりに必要な情報を適切かつわかりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。 2 市民は、必要な情報は自ら収集するように努めるものとする。 (情報公開) 第13条 市は、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、公文書の開示等について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。 (説明責任) 第14条 市は、市の実施する施策について、市民にわかりやすく説明しなければならない。 2 市は、市民からの意見や質問に対し迅速かつ適切に対応しなければならない。	(情報提供) 第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、わかりやすく市民に提供するように努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。 (情報公開) 第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。	(情報共有) 第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、わかりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。 2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するように努めなければならない。 3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。 (情報公開) 第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。 2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。
	個人情報保護	(個人情報保護) 第20条 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報の開示、訂正及び利用の停止等について必要な措置を講じるとともに、市の保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。	(個人情報の保護) 第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。	(個人情報の保護) 第23条 市は、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
10.市民参加・市民協働	市民参加、協働	(参加機会の充実) 第7条 市は、市民がまちづくりに参加する機会の充実に努めなければならない。 (協働の推進) 第8条 市民及び市は、相互理解のもと、それぞれの役割を担いながら、協働のまちづくりをすすめなければならない。 2 市は、協働を推進するための施策を整備するとともに、協働の実効性が高まるように努めなければならない。 3 市は、前項に規定する取組をすすめるにあたっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。	(市政への市民参加の推進) 第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。 2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。 (1) 実施の時期が適切であること。 (2) 効果的かつ効率的な方法によること。 (3) 事案に係る市民又は地域に係る市民が参加できること。 (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。 4 市長等は、附属機関その他これに類するものについて、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。 5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。 6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。 7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。	(市民参加の推進) 第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。 2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。 4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。 5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。 (市民協働の推進) 第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。 2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。 3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。 4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
10.市民参加 ・市民協働	住民投票	(住民投票) 第11条 市長は、市政の重要事項について、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。 2 住民投票を行う場合はその事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定めるものとする。 3 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。	(住民投票) 第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	(住民投票) 第26条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。
	パブリックコメント	(パブリックコメント制度) 第10条 市は、市民生活に重要な計画等の策定にあたり、市民の意見を反映させるため、案の内容等を公表し、市民の意見を聴くとともに、提出された市民の意見に対する市の考え方を公表しなければならない。		

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
11.行政運営	総合計画	(総合計画) 第15条 市は、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。 2 市は、総合計画の策定にあたっては、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。 3 市は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行うとともに、その結果を定期的に市民にわかりやすく公表しなければならない。 4 市は、各分野の計画を定めるときは、総合計画に即するように努めなければならない。	(総合計画等) 第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。 3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。 4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。	(総合計画) 第13条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市は、総合計画を策定するにあたっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。 3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。 4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。
	財政計画	(財政運営) 第16条 市は、中長期を見通し、健全な財政運営に努めなければならない。 2 市は、予算編成にあたっては、総合計画や行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用努めなければならない。 3 市は、財政状況並びに予算及び決算の内容をわかりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するように努めなければならない。	(財政運営) 第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。	(財政運営) 第14条 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。

自治基本条例 条文比較

参考資料 1

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
11.行政運営	行政運営	(組織及び機構) 第18条 市の組織は、行政ニーズや社会環境の変化に的確に対応するとともに、市民にわかりやすく、利用しやすい、簡素で効率的かつ機能的なものとしなければならない。	(行政運営の基本) 第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。 2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。 3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。 4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。 (公正で信頼の置ける行政運営の確保) 第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。 2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。 3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。	(外部監査) 第19条 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
11.行政運営	行政評価	(行政評価) 第17条 市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、施策等について行政評価を実施し、その結果を市民にわかりやすく公表するとともに、施策等への反映に努めなければならない。 2 市は、行政評価をするにあたっては、市民意見を反映するなど客観性及び公正性を高めるように努めなければならない。	(行政評価) 第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。 (市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価) 第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。	(行政評価) 第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。 2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。 (市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価) 第28条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
	危機管理	(危機管理) 第22条 市は、災害その他の緊急時に備え、市民、関係機関及び他の自治体と相互に連携協力し、総合的かつ機動的な体制の確立に努めなければならない。		(危機管理・防災) 第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。 2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。

自治基本条例 条文比較

参考資料 1

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
11.行政運営	行政手続	(行政手続) 第19条 市は、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続きを適切に行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上をはかり、市民の権利利益の保護に資するように努めなければならない。		(行政手続) 第18条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。 2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。
	他自治体との連携	(国・道及び他の自治体との関係) 第23条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力を努めるものとする。 2 市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等をはかるため、他の自治体との連携協力を努めるほか、国内外の自治体等との交流及び連携に努めるものとする。	(他の自治体等との連携・協力) 第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。	(他の自治体等との連携及び協力) 第27条 市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。 2 市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。
	政策法務			(政策法務) 第16条 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。

自治基本条例 条文比較

参考資料 1

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
11.行政運営	公益通報			(公益通報) 第20条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
12.条例の位置付け	条例の位置付け	(条例の位置付け) 第3条 市は、まちづくりの推進にあたり、条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。	(この条例の位置付け) 第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	(この条例の位置付け) 第5条 この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。
	見直し	(条例の見直し) 第24条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の理念を踏まえ、社会経済情勢の変化等を勘案し、各条項等の適合状況等を検討し、見直しが適当と判断したときは、必要な取組を行うものとする。 2 市は、前項の検討及び見直しにあたっては、市民の意見を聴かなければならない。	(この条例の見直し) 第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。	(条例の見直し) 第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

名称	帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日	平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
13.その他	(出資団体等) 第21条 市は、出資又はその他の支援等を行う団体等及び指定管理者が行う市と関連する業務等について、その目的が適切に達成されるように必要な指導及び助言ができるものとする。	(市民によるまちづくり活動の促進) 第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。 2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。 第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。 (区におけるまちづくり) 第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。 2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。 3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。	

今日の話題



福岡市名物の屋台が元気だ。中心部の天神地区や中洲地区をはじめ市内全域で135店が毎夜、人々が行き交う歩道や公園などにずらりと店開きする。

10人も座れば満席の店構えだが、見知らぬ同士も肩寄せ合っておでんやモツ炒めをつつき、イモ焼酎を楽しむ。ヤフオクドームでプロ野球のあった

夜は、札幌から来た屋台ファイターズファンと地元

のホークスファンがにぎやかに「延長戦」を繰り広げ、仕上げの豚骨ラーメンを一緒にする姿も珍しくない。

この屋台を観光資源に使おうと福岡市が昨年9月、全国初の屋台基本条例を施行した。狙いは、にぎわいづくりの場としての屋台の位置付けと営業ルールの適正化。地区によってばらつきのあった

営業時間を統一し、屋台が使用できる市道などの面積も拡大した。親族以外は店を継げない「原則一代限り」の規定を踏まえ、市長が必要と認めた地区での新規出店の公募も定めた。

きっかけは、2010年に就任した高島宗一郎市長(39)が11年の市議会で「多くの人が集まる場として今後も屋台は残していく」と表明したこと。市

屋台条例

には従来、営業規定を定めた屋台指導致要綱があったが、より積極的な屋台活用策へと方針転換。有識者研究会の提言を経て、屋台基本条例が誕生することになった。

条例施行から9カ月。天神地区で38年目の「雲仙」の2代目、大本幸次さん(47)は「お客さんの数は変わらないよ」と言いながらも、市の「お墨付き」にまんざらでもなさそうだ。

(塚田 博)

2014. 5. 20

福岡のまちと共生する屋台を目指して 「福岡市屋台基本条例」が制定されました。



目指していく屋台の将来像

市民や地域、
観光客に理解され、
愛される屋台

観光資源として
福岡市を広報する
ことができる屋台

まちのにぎわいや
人々の交流の場を
つくり出し、まちの
魅力を高める屋台

(条例第2条から抜粋)

平成25年(2013年)

9月1日から
施行



「福岡市屋台基本条例」とは…？

屋台は福岡の独自の魅力となっており、まちのにぎわいを創出する機能や観光資源としての効用を持っています。しかし、福岡の屋台は道路や公園の公共の場にあり、通行の阻害などの問題もあります。

そのため、屋台が市民、地域住民及び観光客に親しまれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在となるために、公共空間における屋台営業にかかる施策の基本的事項を定めた条例を制定しました。

福岡のまちと共生する屋台を目指して

市の責務

- 屋台の効用を高め、活用するために必要な施策の実施
- 屋台営業者等の指導監督
- 屋台営業の適正化に必要な施策の実施



屋台営業者等の責務

- 屋台基本条例、道路法、都市公園法等の法令・営業ルールへの順守
- 安全で安心な飲食及びサービスの提供
- 屋台の魅力を高めるための努力
- 屋台営業場所近辺の地域住民への配慮
- 地域の清掃活動に参加する等地域への貢献



利用者の責務

- 屋台営業場所近隣の地域住民に配慮した屋台の利用
- 屋台営業の適正化への協力



屋台のルール

屋台の営業時間



9月1日(日)から、屋台は午後5時以降準備を始めます。準備中の際はお待ちください。

屋台外営業の禁止



通行の安全のため、屋台外の道路、公園にテーブルや椅子を設けての営業はできません。満員の際は、通行の妨げにならないようお待ちください。

生ものの提供禁止



屋台では、刺身、ポテトサラダ、おきうとなど生ものは提供できません。

メニューの明示



屋台では、メニューと値段を明示しなければいけません。メニュー表で値段を確認してから注文をしましょう。また、会計に疑問があるときは、その場で確認しましょう。

トイレの確保



屋台利用者等が利用するトイレは、屋台営業者自ら確保に努めることとなっています。トイレの場所は屋台営業者にお尋ねください。また、利用者も必ずトイレを利用しましょう。

節度ある利用を



屋台の近隣に住む人の迷惑を考えると、大声で騒がないように注意しましょう。

市は、道路や公園という公共空間での屋台営業は、まちのにぎわいや人々の交流の場となることから、大きさや時間などの営業ルールを守ることを前提に営業を許可しています。また、新規の屋台営業者を公募する制度を規定しました。重大な違反や繰り返し違反をする屋台営業者に対しては、許可の停止・取り消しも行います。

また、屋台ごとに、営業ルールを守っているかを点数化し、その結果を市ホームページ等で公表します。新規屋台営業者の公募は、営業ルールの順守状況などを見ながらの実施となります。市はこれからも巡回指導等により、屋台営業の適正化に取り組みながら、屋台が福岡のまちと共生する存在となるよう施策を推進していきます。

お問い合わせ先

- ◆福岡市道路下水道局管理部路政課(道路上の屋台について)……………☎ 092-711-4458 FAX:092-733-5591
- ◆福岡市住宅都市局みどりのまち推進部みどり管理課(公園内の屋台について)……………☎ 092-711-4407 FAX:092-733-5590
- ◆福岡市保健福祉局生活衛生部食品安全推進課(食品衛生について)……………☎ 092-711-4277 FAX:092-733-5588
- ◆福岡市経済観光文化局観光コンベンション部都市観光推進課(条例・公募について)……………☎ 092-711-4646 FAX:092-762-4442

FAX送信先：0154-22-4473

(釧路市総合政策部都市経営課宛)

感想記入シート

第15回検討委員会（平成26年6月6日開催）	
※委員会の感想、 委員長への質問、 事務局への要望 等、自由に記入し てください。	

【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

E-mail shimpei.komo@city.kushiro.lg.jp